

工事請負契約書

収
入
印
紙

発注者

受注者

発注者/受注者 保証人

(保証人を置く場合に限り記載してください。発注者/受注者)のうち、いずれか該当しない方を二重線で抹消して、その部分に押印してください。)

監理者

(監理者を置く場合に限り記載してください。)

この契約書(約款含む)と添付の図面 枚、仕様書 冊とによって工事請負契約を締結します。

1. 工事

2. 工事場所

3. 工期

着手 年 月 日 又は工事許・認可の日から 日以内

完成 年 月 日 又は工事着手の日から 日以内

引渡 年 月 日

4. 工事を施工しない日

又は工事を施工しない時間帯

5. 請負代金額

金 円

うち工事価格 金 円

(依りに係る消費税額を除く)

取引に係る消費税額 金 円

発注者は請負代金を現金払又は銀行振込の方法により次のように受注者に支払う。

この契約成立のとき 金 円 又は 割

部分払

第1回 金 円 又は 割

第2回 金 円 又は 割

完成引渡し のとき 金 円 又は 割

6. 支払方法

7. 調停人

8. 瑕疵担保責任の履行に関する措置

9. 「特定商取引に関する法律」の適用の有無

10. その他

第三十二条の二(反社会的勢力ではないことの確約等)発注者及び受注者は、それぞれ相手方に対し、次の各号を締約する。

一 自ら又はその役員等が反社会的勢力(暴力団関係者、委員会、社会運動関係者ゴロ、政治活動関係者ゴロ、特殊知能暴力集団及びその構成員、若しくはこれに類する者又は暴力団的な要求若しくは法的な責任を超えた不当な要求を行う者をいう。以下本案において同じ。)ではないこと。

二 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約の締結及び履行をするものではないこと。

2 発注者及び受注者は、この契約に基づく事業に関連する契約(以下、本案において「関連契約」という。)の当事者又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該関連契約の当事者たる相手方(当該暴力団関係者が関与する契約の当事者と連続した契約関係にある場合を含む。)に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第三十三条(発注者の損害賠償請求等)発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 受注者が契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないとき。

二 この工事目的物に契約不適合があるとき。

三 第二十五条第一項又は第二十六条第一項(第五号を除く。)の規定によりこの契約が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第一号に該当し、発注者が受注者に対し損害の賠償を請求する場合の違約金は、契約書の定めるところにより、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年十四・六パーセント以内の割合で計算した額とする。

3 受注者が履行の遅滞にあるときは、この契約の目的物に生じた損害は受注者の負担とし、不可抗力の理由によってその責めを負えることはできない。

第三十四条(受注者の損害賠償請求等)受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第二十六条第一項の規定によりこの工事が中止されたとき。

二 第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定によりこの契約が解除されたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者が第十八条第二項の請負代金の支払いを完了しないときは、受注者は、発注者に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年十四・六パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

3 発注者が前払又は部分払を遅滞しているときは、前項の規定を準用する。

4 発注者が第二項の遅滞にあるときは、受注者は、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。

5 第十八条第一項及び第四項の規定は、前項の規定による引渡しの拒否について準用する。

第三十五条(契約不適合責任期間等)発注者は、引き渡された工事目的物に際し、第十八条第二項に規定する引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から二ヶ月以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等をすることができる。

3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日まで前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第一項又は第二項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第六百二十七条第一項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)第五条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、十年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監理者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第三十六条(紛争の解決)この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、契約書記載の調停人による解決を依頼するか、又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によってその解決を図る。この場合において、審査会の管轄について発注者と受注者との間で特別の合意がないときは、同法第二十五条の九第一項又は第二項に定める審査会を管轄審査会とする。

2 発注者又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めるとき、又は審査会があっせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて審査会の仲裁に付することができる。

3 発注者又は受注者は、申し出により、この契約の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。

4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第一項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第三十七条(情報通信の技術を利用する方法)この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、承諾、解除等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理機構を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いることができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第三十八条(補則)この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

以上この契約の証として本書 通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

住所

発注者 氏名 印

住所

受注者 氏名 印

私/当社は、発注者/受注者の保証人として、この契約の下での発注者/受注者の義務の履行を保証します。

(それぞれいずれか該当しない方を二重線で抹消して、その部分に押印してください。)

住所

保証人 氏名 印

(注)保証人の付する保証の総法第四百六十五條の二第一項に規定する担保額である場合担保額の範囲を超えない場合は担保額となります。保証人(個人を除く。)を定むる場合は保証人に対して民法第四百六十五條の十第一項に規定する債権提供義務が生ずることに留意してください。

保証の極度額

上記工事に關し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第八項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十条第三項で定める工事監理者の業務を含む。)を委託されていることを証するためここに記名押印する。

住所

監理者 氏名 印

